

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		収用換地等の場合の所得の特別控除 ※公有水面の埋立てに係る場合
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	法人税・義 所得税・外
		② 上記以外の税目	
3	内容		《制度の概要》 国若しくは地方公共団体（出資金又は拠出金の全額が地方公共団体の出資又は拠出による法人を含む。以下同じ。）が行う公有水面の埋立て又は土地収用法第3条に規定する土地収用事業の施行者が当該事業の施行に伴って行う公有水面の埋立てにより、法人等の漁業権等が譲渡される（消滅する）場合に、当該法人等が取得した当該漁業権等の譲渡（消滅）に対する補償金については、一定の要件に該当する場合には、当該漁業権等の譲渡が行われた事業年度の所得の計算上、5,000万円を上限として損金に算入することができること等とする。 《関係条項》 租税特別措置法第33条の4、第65条の2
4	担当部局		国土交通省 水管理・国土保全局水政課、港湾局総務課、鉄道局総務課
5	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期：令和7年8月 分析対象期間：令和2年度～令和6年度
6	創設年度及び改正経緯		昭和38年創設 昭和42年改正 特別控除額：1,200万円に引き上げ 昭和48年改正 特別控除額：2,000万円に引き上げ 昭和50年改正 特別控除額：3,000万円に引き上げ 平成元年改正 特別控除額：5,000万円に引き上げ
7	適用期間		恒久措置
8	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 公共事業に係る用地造成のための公有水面の埋立てに際し、漁業権等の消滅に対する補償の円滑化・迅速化を図り、効率的な公共事業の実施を促進する。 《政策目的の根拠》 （国土交通省政策評価基本計画） 政策目標 9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護 施策目標 30 社会資本整備、管理等を効果的に推進する
		② 政策体系における政策目的の位置付け	政策目標 9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護 施策目標 30 社会資本整備、管理等を効果的に推進するに包含

		③ 租税特別措置等により達成しようとする目標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 公共事業の用に供するための公有水面の埋立てに伴う漁業権等の消滅に対する補償交渉を円滑かつ迅速に進めることにより、効率的に公共事業を実施する。 ※漁業権等を有する法人等を取り巻く状況は地域や時期等によって異なり、同種の工事であっても補償額や交渉に要する期間は状況によって異なるものであることから、本措置の効果を定量的に把握することは困難であるため、測定指標を設定していない。
		④ 政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与	《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 公有水面の埋立てに伴う漁業権等の譲渡（消滅）は、高い公益性を有する公共事業の実施のために必要となるものであり、これが円滑に行われない場合には、公共事業の実施に支障を来すこととなる。 本税制特例により、漁業権等を喪失した法人等が取得した補償金に係る当該法人等の租税負担が軽減されることから、公有水面の埋立てに伴い発生する漁業権等の消滅に対する補償交渉が円滑化・迅速化し、効率的な公共事業の実施が可能になるため、効果的な社会資本の整備に寄与することとなる。
9	有効性等	① 適用数	令和2年度 1件（所得税 1件） 令和3年度 5件（所得税 5件） 令和4年度 3件（所得税 3件） 令和5年度 5件（所得税 5件） 令和6年度 4件（所得税 4件） 【算定根拠】 適用数等の把握に際しては、国土交通省水管理・国土保全局、港湾局が実施した「公有水面埋立て免許（承認）に係る補償費（漁業補償費等）の調査」より、免許庁（都道府県又は港湾管理者）を通じて埋立事業者に対して年度ごとの補償実績の全数調査を実施した結果を集計しており、適用対象者が想定外に特定の者に偏ったものとはなっていない。 埋立免許を受けた事業のうち漁業権等の消滅に対する補償が行われたものについては本特例を適用するものと想定して、適用数を計上している。 （鉄道局所管分については該当なし：調査期間において、鉄道事業者が補償金を支払った実績はないが、今後、新線計画等の進展に伴い、補償金を支払う可能性がある。） なお、租特透明化法に基づき把握される適用実態等に関する情報は、本措置以外の租税特別措置等の適用数等を含んでおり、本措置のみの適用数等を抽出することができないため、当該情報を用いていない。
		② 適用額	令和2年度 143 百万円（所得税 143 百万円） 令和3年度 14,424 百万円（所得税 14,424 百万円） 令和4年度 11 百万円（所得税 11 百万円） 令和5年度 510 百万円（所得税 510 百万円） 令和6年度 1,404 百万円（所得税 1,404 百万円） ※記載金額は補償額である。 【算定根拠】 適用額については、国土交通省水管理・国土保全局、港湾局「公有水面埋立て免許（承認）に係る補償費（漁業補償費等）の調査」の結果より、埋立免許を受けた事業のうち漁業権等の消滅に対する補償が行

			われたものの補償額を計上している。
	③	減収額	令和2年度 29 百万円（所得税 29 百万円） 令和3年度 2,885 百万円（所得税 2,885 百万円） 令和4年度 2 百万円（所得税 2 百万円） 令和5年度 102 百万円（所得税 102 百万円） 令和6年度 281 百万円（所得税 281 百万円） 【算定根拠】 埋立免許を受けた事業のうち補償を行ったものについては漁業組合に対して支払われた補償金が各組合員に分配されたうえで本特例を適用すると想定し、補償額×20%（法人税特例の実績がないため、沿岸漁業者の平均漁労所得額（令和5年：378 万円・令和5年度水産白書より）に対する所得税率で計算）の金額を減収額として推計。（鉄道局所管分については該当なし：調査期間において、鉄道事業者が補償金を支払った実績はないが、今後、新幹線計画等の進展に伴い、補償金を支払う可能性がある。）
	④	効果	《政策目的(8①)の達成状況及び租税特別措置等により達成しようとする目標(8③)の実現状況》 （分析対象期間：令和2年度～令和6年度） 本特例措置が適用されることにより、公共事業の用に供する公有水面における権原取得の円滑化・迅速化が図られ、効率的な公共事業の推進に寄与した。 本特例措置が適用されることにより、累計 3,841 千㎡（推計値）の公有水面において、漁業権等を有する者の同意を伴う埋立免許が円滑に行われた。 【使用したデータ（文献等の概要又は所在に関する情報を含む）】 公有水面の面積について、本件事後評価書作成にあたり都道府県等へ調査を行い、埋立事業において補償金を支払った案件の埋立面積の和を算出した。 《租税特別措置等により達成しようとする目標(8③)に対する租税特別措置等の直接的効果》 （分析対象期間：令和2年度～令和6年度） 漁業権等の消滅を余儀なくされた権利者等に対し、本租税特別措置が適用されることによって、補償金の取得に伴う資産の目減りを防ぎ、権利者等の生活の安定及び公有水面の埋立てによる土地利用と周辺地域との調和ある発展に寄与することができた。 【使用したデータ（文献等の概要又は所在に関する情報を含む）】 — 《適用数(9①)が僅少等である場合の原因・有効性の説明》 （分析対象期間：令和2年度～令和6年度） 適用数が僅少であったのは、当該期間において行われた埋立事業のうち、漁業補償を伴わない埋立てが多数を占めていたことが要因と思われる。 なお、今後の埋立状況によっては適用件数が増加することも十分考えられることから、本措置は継続する必要がある。

		⑤ 税収減を是認する理由等	(分析対象期間: 令和2年度～令和6年度) 公有水面の埋立てに伴う漁業権等の譲渡(消滅)は、高い公益性を有する公共事業の実施のために必要となるものであるところ、本税制特例により、漁業権等を喪失した法人等が取得した補償金に係る当該法人等の租税負担が軽減されることから、公有水面の埋立てに伴い発生する漁業権等の消滅に対する補償交渉が円滑化・迅速化し、効率的な公共事業の実施が可能になり、社会資本の効果的な整備が図られることになることから、税収減を是認する効果を有するものである。
10	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	公有水面の埋立てに伴う漁業権等の譲渡(消滅)は、高い公益性を有する公共事業の実施のために必要となるものであり、本特例措置は、漁業権等を喪失した法人等が取得した補償金に係る当該法人等の租税負担を軽減することで、権利の喪失前後における事業活動や生活に対する影響を最小限にとどめるものである。 漁業権等を有する法人等に対する補償は、公有水面の埋立てを行う者により行われることとなるため、国がこれらの補償状況を逐次補足して補助金等により補填することは非効率であり、また、譲渡所得に対して課税する一方で、国の補助金等によりこれを補填することも非効率な手法であることから、本税制特例によることが妥当である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の政策手段はない。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	地方税に関係しない。
11	有識者の見解		—
12	評価結果の反映の方向性		本税制特例は、公有水面の埋立てに伴い発生する漁業権等の消滅に対する補償交渉を円滑化・迅速化するものであり、効率的な公共事業を実施し、効果的な社会資本を整備していく上で必要不可欠であるため、引き続き存続すべき制度である。
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		令和2年9月